

鹿角地域文化財 保存活用地域計画

令和7(2025)年12月

鹿角市教育委員会・小坂町教育委員会

はじめに

鹿角市と小坂町は、秋田県の北東端に位置し、青森県、岩手県を含んだ北東北三県のほぼ中央に位置します。小坂町の北東部には特別名勝・天然記念物に指定される十和田湖があり、鹿角市の南部にある八幡平とあわせ十和田八幡平国立公園に指定される自然豊かな地域です。

山々に囲まれ、湖、温泉がある恵まれた風土から、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」に特別史跡大湯環状列石(鹿角市)、ユネスコ無形文化遺産である「大日堂舞楽」、「山・鉾・屋台行事」(花輪祭の屋台行事)、「風流踊」(毛馬内の盆踊)の3件に代表される芸能・信仰・年中行事が生み出されました。

山間部に位置する鹿角市と小坂町でも全国的な傾向に変わらず、過疎と少子高齢が進み、これまで地域で守り伝えられてきた文化財の存続が危ぶまれています。この課題に対して、鹿角市と小坂町は、個性ある歴史文化を背景とする文化財を守り、後世に伝え、これらを活かした地域づくりを進めるために「鹿角地域文化財保存活用地域計画」を作成いたしました。

結びに、本地域計画の作成にあたりご意見を賜りました鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会委員の皆さまや意見の聴取などにご協力をいただいた関係者・関係団体の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和7(2025)年12月

鹿角市教育委員会 教育長 阿部 義弘
小坂町教育委員会 教育長 千葉 綾悦

例 言

- 1、本地域計画において、鹿角市と小坂町を「鹿角地域」という。ただし行政に関することなどはこの限りではない。
- 2、本地域計画は、「鹿角地域文化財保存活用地域計画」の冊子であり、計画編と資料編で構成される。
- 3、本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく「文化財保存活用地域計画」として作成し、令和7(2025)年12月19日に文化庁長官の認定を受けた。
- 4、本地域計画の作成にあたり、鹿角市が事業主体となり、文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)の交付を受け、令和4(2022)年から令和7(2025)年度の4か年で鹿角市と小坂町が共同で実施した。
- 5、本地域計画の作成にあたり、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」(最終変更、令和7(2025)年3月、文化庁)を基本とし、秋田県文化財保存活用大綱を勘案した。
- 6、本事業にあたり、鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、指導・助言を受けるとともに、文化庁の指導・助言を得た。
- 7、本文中において用語の主たるものは統一するよう努めたが、既刊報告書の表現によりこの限りではない。
- 8、掲載した写真のうち特に注記がないものは、鹿角市・鹿角市教育委員会または小坂町・小坂町教育委員会の所蔵である。

目次

はじめに

例言

目次

序章

計画作成の目的と経緯

1節 地域計画作成の背景と目的	001
2節 地域計画の位置づけ	003
3節 地域計画の期間	010
4節 地域計画作成の体制と経過	011

第1章

鹿角地域の概要

1節 自然的環境	013
2節 社会的環境	018
3節 歴史的背景	034

第2章

鹿角地域の文化財の概要と特徴

1節 文化財の概要	041
2節 関連する制度	047
3節 埋蔵文化財	053

第3章

鹿角地域の歴史文化の特性

1節 歴史文化の特性 ―青垣山をめぐる鹿角の里―	055
--------------------------	-----

第4章

文化財に関する調査

1節 文化財に関する調査の概要	059
-----------------	-----

第5章

文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針

1節 将来像と基本方針	065
2節 文化財の保存・活用に関する課題・方針	066

第6章

文化財の保存・活用に関する措置

1節 文化財の保存・活用に関する措置	073
--------------------	-----

第7章

関連文化財群の設定

1節 関連文化財群の設定	081
2節 関連文化財群	081

第8章

文化財の防災・防犯の推進

1節 文化財の防災・防犯推進の背景	103
2節 鹿角地域における災害の概要	103
3節 文化財の防災・防犯に関する現状	107
4節 文化財の防災・防犯の課題・方針・措置	109

第9章

文化財の保存・活用の推進体制

1節 文化財保護におけるそれぞれの役割	111
2節 文化財の保存・活用の推進	119

巻末

市町村別の指定等文化財件数	120
---------------	-----